

岡崎市開発行為の許可等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(法第34条第1号の開発行為に係る基準)</p> <p>第47条 法第34条第1号の開発行為のうち、同号に規定する公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予定建築物は、次のアからエまでのいずれかに掲げる用途であって、自己の業務の用に供するものであること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(入院施設のないものに限り、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業の用に供する施設を併設するものを含む。)又は同法第2条第1項に規定する助産所</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(浸水想定区域)</p> <p>第56条 政令第29条の9第6号に掲げる区域は、水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第2号の浸水した場合に想定される水深(第76条の8第2項第2号において「想定浸水深」という。)が3メ</p>	<p>(法第34条第1号の開発行為に係る基準)</p> <p>第47条 法第34条第1号の開発行為のうち、同号に規定する公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予定建築物は、次のアからエまでのいずれかに掲げる用途であって、自己の業務の用に供するものであること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(入院施設のないものに限る</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>。)又は同法第2条第1項に規定する助産所</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(浸水想定区域)</p> <p>第56条 政令第29条の9第6号に掲げる区域は、水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第2号の浸水した場合に想定される水深(第76条の2第2項第2号において「想定浸水深」という。)が3メ</p>
<p>(浸水想定区域)</p> <p>第56条 政令第29条の9第6号に掲げる区域は、水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第2号の浸水した場合に想定される水深(第76条の8第2項第2号において「想定浸水深」という。)が3メ</p>	<p>(浸水想定区域)</p> <p>第56条 政令第29条の9第6号に掲げる区域は、水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第2号の浸水した場合に想定される水深(第76条の2第2項第2号において「想定浸水深」という。)が3メ</p>

メートル以上の区域とする。

(規則で定める介護老人保健施設)

第67条 条例別表10項の規則で定める介護老人保健施設は、次の基準を満たすものとする。

(1) 予定建築物の用途は、介護保険法 _____ 第8条第28項に規定する介護老人保健施設(社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第二種社会福祉事業の用に供せられるものを除き、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業の用に供する施設を併設するものを含む。)であって、自己の業務の用に供するものであること。

(2)~(5) 略

2 略

(規則で定める既存の宅地における開発行為等)

第71条 条例別表14項の規則で定める既存の宅地における開発行為等は、次の基準を満たすものとする。

(1) 略

(2) 予定建築物の用途は、次の _____ いずれかに掲げるもので、居住の用又は自己の業務の用に供するものであること。

ア・イ 略

(3)~(9) 略

2 略

メートル以上の区域とする。

(規則で定める介護老人保健施設)

第67条 条例別表10項の規則で定める介護老人保健施設は、次の基準を満たすものとする。

(1) 予定建築物の用途は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設(社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第二種社会福祉事業の用に供せられるものを除く _____)であって、

自己の業務の用に供するものであること。

(2)~(5) 略

2 略

(規則で定める既存の宅地における開発行為等)

第71条 条例別表14項の規則で定める既存の宅地における開発行為等は、次の基準を満たすものとする。

(1) 略

(2) 予定建築物の用途は、次の各号のいずれかに掲げるもので、居住の用又は自己の業務の用に供するものであること。

ア・イ 略

(3)~(9) 略

2 略

(規則で定める公共公益施設)

第73条 条例別表16項の規則で定める公共公益施設は、次の基準を満たすものとする。

(1) 予定建築物は、公益上必要な次のアからウまでに掲げる用途であって、自己の業務の用に供するものであること。

ア・イ 略

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所(これらに介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業の用に供する施設を併設するものを含む。)又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する建築物

(2)~(8) 略

(産業立地誘導地区における工場又は物流施設に係る予定建築物の用途)

第75条 条例第30条第2項第1号アの規則で定める業種は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に規定する大分類E製造業に属するものとする。

2 条例第30条第2項第1号イの規則で定める業種は、日本標準産業分類に規定する大分類H運輸業、郵便業に属するものとする。

3 条例第30条第2項第1号ウの規

(規則で定める公共公益施設)

第73条 条例別表16項の規則で定める公共公益施設は、次の基準を満たすものとする。

(1) 予定建築物は、公益上必要な次のアからウまでに掲げる用途であって、自己の業務の用に供するものであること。

ア・イ 略

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所

又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する建築物

(2)~(8) 略

(産業立地誘導地区における工場又は物流施設に係る予定建築物の用途)

第75条 条例第30条第2項第1号アの規則で定める業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する大分類E 製造業に属するものとする。

2 条例第30条第2項第1号イの規則で定める業種は、日本標準産業分類に規定する大分類H 運輸業、郵便業に属するものとする。

3 条例第30条第2項第1号ウの規

則で定める業種は、日本標準産業分類に規定する大分類I卸売業に属するものとする。

(産業立地誘導地区における工場又は物流施設に設置すべき施設)

第76条 略

(特別指定区域における農地の割合の上限)

第76条の2 条例第30条の2第1項第1号才の規則で定める割合は、2割とする。

(特別指定区域における開発行為の要件)

第76条の3 条例第30条の2第1項第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 条例第30条の2第1項第2号ア(ウ)の店舗及び事務所は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するものでないこと。

(2) 条例第30条の2第1項第2号イに規定する建替え又は増築前の建築物は、法上適法に建築し、又は用途変更されたものであること。

(3) 条例第30条の2第1項第2号イに規定する建替え又は増築後の予定建築物等の敷地は、従前と

則で定める業種は、日本標準産業分類に規定する大分類I 卸売業に属するものとする。

(産業立地誘導地区における工場又は物流施設に設置すべき施設)

第76条 略

同じ建築物の敷地であること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 路地状部分として分筆された土地を敷地に含める場合

イ 従前の建築物の敷地を縮小する場合

(店舗の用途)

第76条の4 条例第30条の2第1項第2号ア(ウ)の規則で定める店舗は、別表第3に掲げる用途の店舗とする。

(建築後の期間の特例)

第76条の5 条例第30条の2第1項第2号イに規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第2号イに規定する規則で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 許可等を受けた者が、破産宣告等により、現在の建築物を使用することが困難になった場合
建築物が建築されてから破産宣告等されたときまでの期間
- (2) 当該建築物が裁判所の競売又は官公庁の公売に付された場合
建築物が建築されてから裁判所の競売又は官公庁の公売に付されたときまでの期間
- (3) 許可等を受けた者の死亡、重度障がい又は失踪により経済的負担が生じ、現在の建築物を使用

することが困難になった場合
建築物が建築されてから許可等
を受けた者の死亡、重度障がい又
は失踪が生じたときまでの期間

(特別指定区域における建築物の
規模)

第76条の6 条例第30条の2第1項
第2号アの規則で定める規模は、次
の各号に掲げる建築物の区分に応
じ、それぞれ当該各号に定めるとお
りとする。

(1) 条例第30条の2第1項第2号
ア(ア)の建築物 建築物の高さ
が10メートル

(2) 条例第30条の2第1項第2号
ア(イ)の建築物 建築物の高さ
が10メートル

(3) 条例第30条の2第1項第2号
ア(ウ)の建築物 建築物の高さ
が10メートルで、かつ、延べ面積
が150平方メートル

2 条例第30条の2第1項第2号イ
の規則で定める規模は、次の各号に
掲げる建築物の区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第30条の2第1項第2号
ア(ア)の建築物 建築物の高さ
が10メートルで、かつ、敷地面積
が1,000平方メートル

(2) 条例第30条の2第1項第2号
ア(イ)の建築物 建築物の高さ
が10メートルで、かつ、敷地面積
及び延べ面積が1,000平方メー
トル

- (3) 条例第30条の2第1項第2号
ア(ウ)の建築物 次に掲げる区
 分に応じ、それぞれ次に定める規
 模
 ア 建築物の高さ 10メートル
 イ 敷地面積 1,000平方メー
 トル
 ウ 延べ面積 300平方メートル

(特別指定区域における開発区域
 の規模)

第76条の7 条例第30条の2第1項
第3号の規則で定める面積は、次の
各号に掲げる開発行為に係る予定
建築物等の用途の区分に応じ、それ
ぞれ当該各号に定めるとおりとす
る。ただし、同項第2号イに該当す
る場合を除く。

- (1) 条例第30条の2第1項第2号
ア(ア)の建築物 1,000平方メー
 トル
 (2) 条例第30条の2第1項第2号
ア(イ)の建築物 500平方メー
 トル
 (3) 条例第30条の2第1項第2号
ア(ウ)の建築物 500平方メー
 トル

(政令第29条の9第4号及び第6
 号に掲げる区域における開発行為
 等の基準)

第76条の8 略

別表第3(店舗等用途表)

大分類	小分類
-----	-----

(政令第29条の9第4号及び第6
 号に掲げる区域における開発行為
 等の基準)

第76条の2 略

別表第3(店舗等用途表)

大分類	小分類
-----	-----

各種商品小売業	コンビニエンスストア又はドラッグストア
織物・衣服・身の回り品小売業	略
略	
飲食料品小売業	飲料等小売業又は食料品等小売業
略	
その他の小売業	金物等小売業、陶磁器等小売業、医薬品小売業、農業用機械器具小売業、燃料等小売業、新聞小売業、書籍・雑誌等小売業、スポーツ用品等小売業、写真機・写真材料小売業、時計・眼鏡・光学機械小売業、花・植木小売業又は中古品小売業
略	
医療業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
略	

別表第4(法第34条第12号関係社会福祉施設表)

根拠法	該当する事業又は施設
略	
困難な問題を抱える女性への支援に	女性自立支援施設

織物・衣服・身の回り品小売業	略
略	
飲食料品小売業	コンビニエンスストア、飲料等小売業又は食料品等小売業
略	
その他の小売業	金物等小売業、陶磁器等小売業、ドラッグストア、医薬品小売業、農業用機械器具小売業、燃料等小売業、新聞小売業、書籍・雑誌等小売業、スポーツ用品等小売業、写真機・写真材料小売業、時計・眼鏡・光学機械小売業、花・植木小売業又は中古品小売業
略	
医療業	療術業
略	

別表第4(法第34条第12号関係社会福祉施設表)

根拠法	該当する事業又は施設
略	
売春防止法(昭和31年法律第118号)	婦人保護施設

関する法 律（令和4 年法律第5 2号）			
略	略		
備考 略	備考 略		